

平成28年12月

日本学生支援機構奨学生であった皆様へ

拓殖大学
学生生活課長
八王子学生生活課長

日本学生支援機構奨学金の手続き確認について

標記について、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞が長引く傾向にあるようです。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて「注意喚起」のために、この手紙をお送りします。

あなたの返還金は、毎月指定した口座から引き落としができていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ『日本学生支援機構の相談窓口』に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号が必要となります。

この手紙は、平成28年10月から返還開始の方全員にお送りしています。もし、このお知らせが届いた時点で、すでに全額返還をしていたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生の方々のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

《日本学生支援機構HP》 <http://www.jasso.go.jp/henkan/konnan.html>

返還期限猶予制度や減額返還制度の詳細は、ホームページから確認してください。

★この文書は、日本学生支援機構からの依頼により、拓殖大学より発送しております。奨学金返還の注意喚起を目的としており、返還の督促ではありませんので、念のため申し添えます。